

船橋市保育料表（保育所等<sup>※1</sup>）（標準時間認定）

4～8月保育料：前年度の市民税により算定 9～3月保育料：現年度市民税により算定

（単位：円）

階層	保護者の市民税額 (世帯の合計額を基準にします)		第1子（標準保育料） <sup>※3</sup>		第2子（半額保育料） <sup>※3</sup>		第2子（半額保育料の特例） <sup>※4</sup>		第3子以降 <sup>※3</sup>
	年齢 <sup>※2</sup>		3歳未満児	ひとり親世帯等 <sup>※5</sup>	3歳未満児	ひとり親世帯等 <sup>※5</sup>	第1子が3歳未満児かつ保育所等を利用	第1子が3歳未満児かつ家庭的保育事業を利用	
A	生活保護世帯・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯・里親		0	0	0	0			無料
B	市民税非課税世帯		0	0	0	0			
C1	市民税均等割のみ課税		7,800	3,770	3,900	0			
C2	市民税所得割額	24,300 円未満	8,950	4,320	4,470	0			
C3	24,300	円以上 48,600 円未満	10,100	4,480	5,050	0			
D1-1	48,600	円以上 57,700 円未満	15,000	4,480	7,500	0			
D1-2	57,700	円以上 72,800 円未満	15,000	4,480	7,500	0			
D2-1	72,800	円以上 77,101 円未満	20,100	6,000	10,050	0			
D2-2	77,101	円以上 97,000 円未満	20,100		10,050				
D3	97,000	円以上 115,000 円未満	25,000		12,500				
D4	115,000	円以上 133,000 円未満	29,000		14,500				
D5	133,000	円以上 151,000 円未満	33,000		16,500				
D6	151,000	円以上 169,000 円未満	37,000		18,500				
D7	169,000	円以上 202,000 円未満	42,700		21,350				
D8	202,000	円以上 235,000 円未満	46,700		23,350	23,300			
D9	235,000	円以上 268,000 円未満	50,800		25,400	19,200			
D10	268,000	円以上 301,000 円未満	54,900		27,450	15,100			
D11	301,000	円以上 349,000 円未満	57,500		28,750	12,500			
D12	349,000	円以上	60,000		30,000	10,000	28,000		

※1 「保育所等」とは保育園・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所・居宅訪問型保育事業所（すべて認可保育施設に限る）をいいます。  
 ※2 保育料の年齢は、4月1日の前日の満年齢を適用します（年度の途中で誕生日を迎えても変更となりません）  
 ※3 生計を一にしている子どものうち、最も年長の子どもに「第1子（標準保育料）」、2番目に年長の子どもに「第2子（半額保育料）」、3番目以降に年長の子どもに「第3子以降（無料）」をそれぞれ適用します。  
 ※4 同一世帯において、最も年長の子ども及び2番目に年長の子どもが同時に保育施設（保育所等、家庭的保育事業）を利用する場合、2番目に年長の子どもに「第2子（半額保育料の特例）」を適用します。  
 ※5 「ひとり親世帯等」とは、母子・父子家庭の世帯、障がい者（児）のいる世帯、準要保護世帯をいいます  
 ※6 3歳以上児の保育料は無料となります。

船橋市保育料表（保育所等<sup>※1</sup>）（短時間認定）

4～8月保育料：前年度の市民税により算定 9～3月保育料：現年度市民税により算定

（単位：円）

階層	保護者の課税額 (世帯の合計額を基準にします)		第1子（標準保育料） <sup>※3</sup>		第2子（半額保育料） <sup>※3</sup>		第2子 <sup>※4</sup> （半額保育料の特例）		第3子以降 <sup>※3</sup>
	年齢 <sup>※2</sup>		3歳未満児	ひとり親世帯等 <sup>※5</sup>	3歳未満児	ひとり親世帯等 <sup>※5</sup>	第1子が3歳未満児かつ保育所等を利用	第1子が3歳未満児かつ家庭的保育事業を利用	
A	生活保護世帯・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯・里親		0	0	0	0			無料
B	市民税非課税世帯		0	0	0	0			
C1	市民税均等割のみ課税		7,660	3,770	3,830	0			
C2	市民税所得割額	24,300 円未満	8,790	4,320	4,390	0			
C3	24,300	円以上 48,600 円未満	9,920	4,480	4,960	0			
D1-1	48,600	円以上 57,700 円未満	14,740	4,480	7,370	0			
D1-2	57,700	円以上 72,800 円未満	14,740	4,480	7,370	0			
D2-1	72,800	円以上 77,101 円未満	19,750	6,000	9,870	0			
D2-2	77,101	円以上 97,000 円未満	19,750		9,870				
D3	97,000	円以上 115,000 円未満	24,570		12,280				
D4	115,000	円以上 133,000 円未満	28,500		14,250				
D5	133,000	円以上 151,000 円未満	32,430		16,210				
D6	151,000	円以上 169,000 円未満	36,370		18,180				
D7	169,000	円以上 202,000 円未満	41,970		20,980				
D8	202,000	円以上 235,000 円未満	45,900		22,950				
D9	235,000	円以上 268,000 円未満	49,930		24,960	20,070			
D10	268,000	円以上 301,000 円未満	53,960		26,980	16,040			
D11	301,000	円以上 349,000 円未満	56,520		28,260	13,480			
D12	349,000	円以上	58,980		29,490	11,020	28,720		

※1 「保育所等」とは保育園・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所・居宅訪問型保育事業所（すべて認可保育施設に限る）をいいます。  
 ※2 保育料の年齢は、4月1日の前日の満年齢を適用します（年度の途中で誕生日を迎えても変更となりません）  
 ※3 生計を一にしている子どものうち、最も年長の子どもに「第1子（標準保育料）」、2番目に年長の子どもに「第2子（半額保育料）」、3番目以降に年長の子どもに「第3子以降（無料）」をそれぞれ適用します。  
 ※4 同一世帯において、最も年長の子ども及び2番目に年長の子どもが同時に保育施設（保育所等、家庭的保育事業）を利用する場合、2番目に年長の子どもに「第2子（半額保育料の特例）」を適用します。  
 ※5 「ひとり親世帯等」とは、母子・父子家庭の世帯、障がい者（児）のいる世帯、準要保護世帯をいいます  
 ※6 3歳以上児の保育料は無料となります。

裏面も必ずお読みください

## 保育料の算定について

保育料は、お子様の年齢と、世帯（原則は父母）の市民税額から算定します。なお保育料決定は年2回実施し、4月はクラス年齢の切り替え、9月は対象課税年度の変更に伴う保育料階層の切り替えになります。

### ※ 祖父母等の税額から保育料を算定する場合

父母ともに該当年度の市民税が非課税（0円）であり、次のいずれかに該当する場合

- ① 父母合算の年収が180万円未満または直近3か月の収入が、月額15万円未満であり、かつ同居する祖父母等がいる場合
- ② 母（父）子家庭で、年収が120万円未満または直近3か月の収入が、月額10万円未満であり、かつ同居する祖父母等がいる場合

### ※ 保育料の算定上の税額について

保育料を算定する際の税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金控除、外国税額控除、配当割・株式等譲渡所得割等の税額控除をする前の金額となります。

### ※ 保育料の算定上のお子様の年齢について

保育料は、4月1日の前日の満年齢で算定し、年度の途中で誕生日を迎えても変更となりません。

## 保育料の支払いについて

・・・保育所保育料についてのご案内です。  
認定こども園、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の保育料については、各施設にお支払いください。

保育料については、入所月の初旬頃に利用者負担額決定通知書と保育料納付書をご自宅に送付します。

保育料の納付は、原則、口座振替でお願いしておりますので、指定の用紙を振替口座のある金融機関又は船橋市役所保育入園課、在籍している保育園（公立保育園に限る）に提出してください。

なお、手続きに1～2か月程度かかりますので、口座振替開始の通知が届くまでは、お手数ですが、納付書での納付をお願いします。

### ※ 通園しない又は月途中で退園した場合の保育料

その月の1日現在に入所していたのであれば、実際に通園した日数・時間にかかわらず保育料は1か月分がかかります。

### ※ 保育料が滞納となった場合

保育料の納付が確認できない場合は督促状・催告状を発行します。これらの通知は、原則、自宅への郵送や保育園での手渡しとなりますが、それでもなお滞納となっている場合は、勤務先などに調査を行った上で、地方税の滞納処分の例により給与・預貯金・不動産などの財産を差押えすることになります。

なお、催告を行う際に、職員がご自宅や勤務先に対して電話をかけたり、訪問することがあります。

また、保育料について滞納があった場合には、納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、延滞金が加算されます。

### ※ 納期限 … 毎月末日（末日が土日・祝日にあたる時はその後直近の金融機関営業日）となります。なお、12月は他の月と異なり、12月25日が納期限となりますので、ご注意ください。